

## 徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例（案）に係る パブリックコメントの募集結果

- 1 募集期間 平成25年12月18日（水）～平成26年1月16日（木）
- 2 意見提出者数及び件数 3名, 5件
- 3 御意見の概要と考え方について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	本条例には、最近急増している、商品を勝手に送り付けて代金を振り込ませようとする送り付け商法への対応が盛り込まれていない。	<p>この度の条例では、被害額の大きい振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺について被害防止の取組を進めることを目的としておりますので、原案のとおりとしました。</p> <p>しかしながら、御指摘いただきました「商品送りつけ」等の悪質商法につきましても、しっかりと対策を行うことが必要であると考えており、振り込め詐欺等の被害防止の取組とあわせて啓発に努めるよう、関係部局にお伝えします。</p>
2	振り込め詐欺かも、と心配になったときに地元で相談できる窓口があるといいが、専任の消費生活相談員がいる消費生活センターは5市2町にしかないため、他の市町村の人材育成が必要である。	御意見の趣旨につきましては、今後の条例運用の参考とするよう、県の関係部局にお伝えします。
3	被害の拡大を止めるには、やはり啓発が有効と思われる。新聞の1面広告を使うなど、思い切った手を打つべき。	<p>御意見を踏まえ、県民の皆様幅広く知っていただくために、機会を捉えてPRを行います。</p> <p>また、今後の条例運用の参考とするよう、御意見の趣旨を県の関係部局にお伝えします。</p>
4	特に高齢者の被害が多いので、第3条第4項（県の責務）中に、「高齢者」という文言を入れてはどうか。	御指摘のとおり、振り込め詐欺等の被害は高齢者を中心に発生しておりますが、例えばインターネットの有料サイトの使用料金架空請求詐欺などは、多くの若い世代の方が被害者となっております。各世代の皆様、振り込め詐欺等の被害にあわないための知識を身につけていただきたいと思いますので、原案のとおりとしました。
5	詐欺は次々と新たな手口が出てくるため、どんなに対策をとってもたちごっこになってしまう。日本人は、外国人からだましやすいため、消費者教育をしっかりとしたい。	御意見の趣旨につきましては、今後の条例運用の参考とするよう、県の関係部局にお伝えします。